

第131回産業統計部会 議事録

1 日 時 令和7年6月19日（木）13:00～15:11

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室及び遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

樫 浩一（部会長）、會田 雅人、二村 真理子

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子、清水 千弘

【審議協力者（各府省等）】

愛知県

【調査実施者】

経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室：田村室長 ほか

【事務局（総務省）】

山田大臣官房審議官

統計委員会担当室：谷本室長、田村次長、松井政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：植松審査官、川原調査官 ほか

4 議 題 経済産業省生産動態統計調査の変更について

5 議事録

○樫部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から131回産業統計部会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、會田委員と私が会場にて、他の皆様はウェブで参加いただいております。

本日は、6月2日の部会に引き続きまして、経済産業省生産動態統計調査の変更について、第2回目の審議を行います。

最初に、審議に先立ちまして、部会のスケジュールに関して、1点申し上げさせていただきます。

前回の部会では、予定していたところまで審議が進んでおりませんので、その状況からして、今日の部会において答申案の取りまとめまでは至れない可能性が非常に高いと考えております。そこで予備日として、皆様に7月30日をお願いしておりますけれども、第3回目の部会をこの日に実施させていただきたいと考えております。本日の部会におきまして、一通り審議を進めさせていただき、3回目の部会で主に答申案の内容について御審議いただくことを考えております。このため、答申案につきましては、8月に開催予定の統計委員会に御報告をしたいと考えております。お忙しいところ誠に恐れ入りますけれど

も、3回目の部会を7月30日水曜日の10時から予定しておりますので、スケジュールの確保をお願いいたします。

本日の審議は15時までを予定しておりますけれども、進行によっては若干の前後があることは御容赦いただければと思います。円滑な進行に努めてまいりますので、恐れ入りますけれども、効率的な審議、議事進行に御協力をお願いいたします。

審議に入ります前に、先週水曜日に開催されました統計委員会におきまして、私からこれまでの部会の審議状況について御報告をいたしました。その際、白塚委員から御質問がありましたので、統計審査官室から内容の御説明をお願いします。

○植松総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 統計審査官室、植松でございます。本日もよろしくをお願いいたします。

統計委員会の御議論の御紹介ということでございます。白塚委員から、集計事項の変更に関連した御指摘を頂いております。季節調整を行った数値について、あるいは原系列数値の前月比、前年同月比の増減率等、今後、そのような数字は利用者自身が計算することになるであろうと。そういった内容について、引き続き公表した方がよろしいのではないかというような御指摘でございました。

その御指摘につきまして、樫部会長の方から、本調査の速報で公表していた前月比等の増減率については、経済産業省がこれまで独自に集計して、この集計事項と併せて公表していたという経緯の御説明。それから、速報の話でございますけれども、今後、速報の様式を確報・年報と統一して、扱いやすくするために公表を取りやめるということで、これらについては、再現できるようなツールを併せて提供するという形で御報告いただいておりますというような御説明が、まずありました。

経済産業省からは、季節調整を行った数値自体は生産動態統計調査ではなく鉱工業指数で公表されているということで、鉱工業指数については、今回の公表内容の変更には当たらず、今後も同様の公表内容を継続されるといったような御発言がございました。

本日は、この内容に関連して、経済産業省から補足説明のために資料4の追加説明資料の提示がございます。

説明は以上でございます。

○樫部会長 ありがとうございます。

ただ今資料4についてお話が出ましたので、調査実施者から御説明をお願いいたします。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 経済産業省鉱工業動態統計室の田村です。資料4に基づきまして、鉱工業指数と生産動態統計調査の役割分担等と、御指摘を頂きました、鉱工業指数における伸び率等の公表状況につきまして、御説明させていただきたいと思っております。

まず、資料4を御覧いただきたいと思っております。私どもで実施しております生産動態統計調査と鉱工業指数における速報時の公表内容をお示ししております。鉱工業指数は、生産動態統計調査の調査結果等のほか、他省庁の統計調査の結果や業界団体のデータ等を基礎データとして作成される加工統計であり、基幹統計として作成を行っております。鉱工業の生産活動の全体的な水準、生産活動といいながら、生産のほか、出荷、在庫、在庫率と

いったような指標なども指数化して示したマクロ指標で、経済解析室という部署で作成、公表をしております。この鉱工業指数の速報、確報の公表タイミングにつきましては、生産動態統計調査の調査結果と同時に公表を行っておるといような状況でございます。

生産動態統計調査と鉱工業指数の関係ですけれども、鉱工業指数は今申し上げましたように、生産動態統計調査の調査結果を基礎データとしておりまして、現在ですと令和2年、2020年を基準年としております。この基準時点の数量の変化率を算出いたしまして、そちらを個別の原指数としております。算出された個別の原指数を、基準年における金額構成比を基に加重平均いたしまして、業種別、財別、鉱工業総合などのマクロ指標として、総合の原指数を算出し、これらに季節調整を行い、原指数と合わせて季節調整済みの指数というものを作成して公表しております。

この鉱工業指数に関しましては、資料4にございますように、速報の公表時点におきまして、鉱工業指数の結果を基に、生産活動の基調判断というのを行っております。例えば、現在ですと生産活動は横ばいにあるといったような基調判断を行っておりますが、生産活動全体について、より短期的な基調の変化を正確に捉えるために、いわゆる季節調整方法によりまして、季節性を除去した季節調整済指数というのを作成しております。その変化を読み取り、あとは季節調整済前月比における変動要因分析を行うことで、基調判断の精度を高めております。

これに対しまして、生産動態統計調査の方は品目ごとの生産量等の実績を示す指標です。このような背景もございまして、季節調整済指数及び季節調整済前月比は鉱工業指数のみで作成させていただいており、生産動態統計での作成は行わず、通常の実数ベースの前月比といったような形で、公表を行わせていただいております。

一方、鉱工業指数は加工統計でございますが、鉱工業指数における個別の原指数に関しましては、数量の基準年との変化率というのを指標化したものでございまして、絶対的な水準は変化率と実績そのもので、水準は異なりますけれども、その推移につきましては、同じ変動を示しております。このため、個別の原指数の前月比、前年同月比というような情報というのは、その基礎データであります生産動態統計調査の生産量等の前月比や、前年同月比と同様の情報という形になります。厳密に申し上げますと、指数の計算段階で四捨五入処理を行う関係で、僅かではあります誤差が発生するような形になっております。

鉱工業指数については、資料4にお示しさせていただきましたように、速報時でございますが、1つは時系列データのダウンロードという形で、個別の原指数、個別の季節調整済指数、業種別や財別といった総合の原指数、季節調整済指数の時系列データを入手していただくことが可能となっております。

そのほかに、実数表という形で、資料の2枚目を見ていただいた方がよろしいかとは思いますが、個別の品目ごとの季節調整済指数、原指数、季節調整済前月比、原指数の前年同月比及び実数の実績というデータを公表させていただいております。直近は、この実数表というものを御覧いただくことで情報を入手していただくことは可能ですが、過去の時系列情報などですと、この時系列データダウンロード、例示では季節調整済指数という形で付けさせていただいておりますけれども、同様に、品目別の原指数のデータもダウンロ

ードしていただくことが可能です。こちらの時系列データを基に、前月比や前年同月比というものを算出していただくことが可能になっておりまして、生産動態統計調査の速報時点における前月比、前年同月比の公表の取りやめを行いましても、このような形で鉱工業指数のサイト情報から、同等な情報を入手していただくことが可能と考えております。

説明は以上でございます。

○**樫部会長** ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明につきまして、御質問、御意見があればお願いいたします。

○**小西臨時委員** 小西です。

○**樫部会長** 小西臨時委員どうぞ。

○**小西臨時委員** ありがとうございます。前回から引き続きですが、すごく丁寧に説明してくださっているのですが、やはりすごく難しく感じます。まず調査票の数が多く、品目の分類もかなり詳細な調査なので、全体を把握するのが難しいです。また、確報は変化があまりないようですけれども、速報は確報の公表様式に揃えることで変化が大きそうだと感じています。しかもそれが調査計画に基づいた項目だけでなく、利用者の利活用のために作られているものも含まれているため、全体として正しく理解するのが難しいと感じています。私自身は過去に利用したことがあります、先生方の中には「今どの表のどこを話しているのか」把握しづらいと感じる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。資料4の次のページでも一部例示がありますが、これは抜粋の中のさらに抜粋で、「銑鉄」くらいしか出ていないと、全ての品目がこれで理解していいのかとかいうのも、疑問に思いました。

あとIIPを見ればデータが引き続き取得できる、というお話でしたが、実際に取れなくなる品目があるのか、又は、計算結果が見られなくなる品目があるのかどうか、そのあたりをもう少し明確にさせていただけると、「速報を確報に合わせる」とか「公表を取りやめる項目がある」とかについて、私たちも自信を持って妥当性を判断できると思います。例えば今の御説明に関連して、私からの確認ですが、生産動態統計調査で公表が取りやめられたとしても、IIPでは「前年同月比」や「変化率」などを引き続き見ることができるとか、それとも全てではなく一部に限られるのか。そのあたり、品目の集計レベルが揃っていて、IIPで今まで見られていた内容が確実にカバーされているのかどうか、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○**田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長** ありがとうございます。御指摘いただきましたように、資料のスペースの関係で、掲載内容が少なくて申し訳ございませんでした。こちらの方は、現在、鉱工業生産動態統計調査の速報として公表している品目に関しまして、基本的には全て鉱工業指数の品目、鉱工業指数の採用品目となっているものを公表させていただいているので、生産動態統計調査の方で公表させていただいている前月比、前年同月比の情報に関しましては、ほぼ、鉱工業指数の情報から入手していただくことが可能というふうに考えております。

以上となります。

○**小西臨時委員** 「ほぼ同じ」との御説明でしたが、やはりそのような場合には、資料と

しては、「ただし例外として〇〇があります」といった形で、具体的な例を資料に示していただくと変更のイメージもつきやすいし、どれぐらいの影響があるのかも把握しやすいと思います。

皆さんは内容をご存じですが、私たち委員や後から議事録や資料を見る方にとっては、「何がどう変わるのか」、「どこが差分なのか」が今の資料では一目では分かりにくいです。全ての品目について網羅的に載せてほしいというわけではないですが、代表的な例を示しつつ、「どの品目が落ちるのか」などのポイントが分かる資料があると、非常に理解が進むと思います。

以上です。

○樫部会長 どうもありがとうございました。前回御説明いただいたときに、基本的になくなるのは個別の品目の前年同月比の計算の部分、それと業種別にこの中で集計している数字と、その前年同月比というところというお話だったと思います。私の知っている限りでは、エコノミストの方で、生産動態統計の各個別の品目の前年同月比を見ている人はまずいません。私も40年ぐらいやりましたけれども、多分一度も個別品目の前年同月比は見たことがないので、計算してずっと載せていただいているのですが、そんなに利用されていないので、掲載することの労力と、それと利用者の利便性を考えると、なかなかコストパフォーマンスが悪くて、必要な方がいれば聞いていただくというぐらいの方がいいんじゃないかなと思っております。

それから業種別の集計の方は、I I Pを作るために集計しているものを載せていたということなので、I I Pの方を見れば済む話です。知り合いのエコノミストにも聞いてみましたが、無くても困りませんというお話でした。今後なくなっても利用者がそんなに困ることはないのではないかと、私は個人的には感じております。

小西臨時委員はまた違う使い方をされているかと思いますが。

○小西臨時委員 ありがとうございます。前回の御説明でも、「利活用の実態をヒアリングしている」とのお話がありましたが、私は決して反対しているわけではありません。ただ、今回の議論は、令和9年に予定されている大きな制度改正とも深く関係していると認識しており、その分、慎重に議論を進めたいという思いがあります。「最近あまり使われていないから不要」という判断が、ヒアリングベースに基づき行われるのはやや客観性に欠けるので、業界団体や省内関係者のヒアリングに加えて、特にe-Statでの閲覧数やダウンロード数などが示されると、より説得力が増すと思います。他の統計調査でも、利用状況を把握する際に、ヒアリングに加えてダウンロード数やページビュー数などの定量的な情報を参考に議論することが多いです。現状のままだと、何がどのように使われていて、どのぐらいの影響があるのかが少し見えづらく、判断しにくい部分があると感じます。

以上です。

○樫部会長 では、その辺はもう少し御確認いただくということでもよろしいでしょうか。

前回の取りまとめのときに、変更の方向性自体には強い異論はなかったが、ただ利用者があるかもしれないので、もう一度御確認いただくということで、先に進めたいと思います。

それでは、次に進ませてもらいたいですと思いますが、御意見、御質問のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、資料2の審査メモの残りの論点について、審議を進めていきたいと思えます。

前回、審議の最後に時間が迫っておりましたので、順番を入れ替えて、論点のうち生産能力と設備欄について、事務局と調査実施者からの説明を済ませていただきました。勝手に順番を変えてしまい申し訳ございません。一応説明は終わっていますので、この生産能力と設備欄の審議を先にさせていただきたいと思えます。

審査メモの4ページ目になりますけれども、生産能力と設備欄については、事務局から審査状況の説明と、それから調査実施者の回答が済んでいるわけですが、少し時間もたちましたので、いま一度調査実施者から簡潔に御説明をしていただければと思えます。よろしくお願ひいたします。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉦工業動態統計室長 生産能力・設備欄に関する論点への回答内容につきまして、前回の回答内容を少しかいつまんで御説明させていただきます。

まず、生産能力・設備欄につきまして、調査の可能性等の検討を行った上での業種の拡充を図ること、あとは実態を示す単位の採用を図ることの文言の削除ですが、生産能力・設備欄の調査に関しましては、先ほど御指摘がございましたけれども、令和3年及び昨年度の調査研究事業におきまして、省内の所管原課、関係の業界団体の方に、データの利用状況をヒアリングやアンケートで確認させていただいております。この中で、データを御利用いただいているというようなお声をいただいております、引き続きこの調査の継続を決定しております。ただし、その一方で、機械系を中心としたプロダクトミックスなどの進展によりまして、品目別の生産能力というのを的確に把握することが非常に困難ということです。例えば、自動車ですと、1つの同じ生産ラインの中で、乗用車、高級車から小型車、軽乗用車、それからトラックといったような、多種多様な製品が生産されてくるというようなこともございまして、需要の状況によりまして、生産する製品の構成が変わるため、その設備の月々の生産能力を捉えることが非常に難しくなっているという状況がございまして。生産能力・設備の調査につきましては、現在179品目を調査対象として調査を実施しておりますが、その調査はしっかり維持しながら、やはり実務面におきまして、どうしても生産能力の拡充というようなところまで把握することは非常に困難という状況を踏まえまして、今回この①、②の文言を削除させていただくというような形で、提案をさせていただいた次第でございまして。

以上でございまして。

○樫部会長 ありがとうございます。

それでは、簡単に振り返っていただきましたけれども、前回の説明も含めて、御質問、御意見があればお願ひをしたいと思います。

小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 ありがとうございます。私は、「生産能力」は、世界的に見ても日本の統計調査の中でも特別で価値のあるものだと考えています。ですので、今回、利用者の

方々から、「やめられたら困る」、「削除や縮減が困る」といった声を上げていただいたのは、本当にありがたいなと思いました。その結果として、現状179品目については、単位や調査票、品目の内容などを含め、これまでと同じ形で継続して調査されるという理解でよろしいでしょうか。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 さようです。現行の調査は継続しつつ、更なる拡充というところがやはり現実的には難しいということで、今回、拡充の部分を削除させていただいた次第でございます。

○小西臨時委員 ありがとうございます。ただし疑問に思っています。今まで「拡充する」と書いていてもやってこなかったんですね。つまり実質的にはずっと据え置かれたまま、又は削減してきたのですよね。そうであるなら、なぜ今このタイミングで、あえて「拡充」の文言を削除する必要があるのかがよく分かりませんし、削除の必然性に疑問を感じます。

また、これは答申に直接関わる話ではないですが、生産能力が指標として優れている点は「需要に左右されない」ことです。生産額や販売額、売上額などは需要に応じて変動しますが、生産能力はあくまで「標準的な生産条件と標準的な需要があった場合に、どの程度生産できるか」というキャパシティを示すもので、非常に意義のあるデータです。ですので、拡充していかない理由、扱いを変える理由が、「需要と異なる」からというのは筋が違います。ただ一方で、事業所単位で作られる複数の製品を物量ベースの単位で調査することが年々難しくなっているのは理解ができます。今回の変更は、「拡充を図る」、「数量単位」を掲載することをあえて削除しておかないと、何か現場として困りそうなことがあるからですか。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 よろしいでしょうか。

○樫部会長 どうぞ。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 回答させていただきます。以前から、生産能力の把握の困難性というのは内部でも考えておりました、今回の見直しによりまして、その実態に合わせたいと考えています。小西臨時委員の御指摘のとおり、外しても外さなくても同じ状況ではないかというところなのですけれども、逆に、この間統一基準として掲げておきながら、やはり拡充できていないというような実態があり、実現できていない背景といたしまして、先ほどありましたように、本来需要に応じて生産能力は変わってしまっただけとはいけないものと認識しておりますが、今、拡充を検討できるような品目については、プロダクトミックスなどによりまして、要は、需要に応じて変わってしまうような生産能力の捉え方でしか現状把握が困難というような状況が増えてきてしまっている。このようなことで、この間、品目の拡充が実現できなかったという実態の方に合わせまして、こちらの文言を今回修正させていただいているというような考えでございます。

○小西臨時委員 つまり今回の削除の背景は、直接新たに品目や調査項目を増やすといった具体的な動きはないけれども、長年掲げてきた内容が実現できておらず、また今後も難しいと思われるから、という理解でよろしいでしょうか。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 さようでございます。

○小西臨時委員 分かりました。ありがとうございます。

○樫部会長 実態上なかなか難しい問題なので、拡充できる見込みが非常に薄く、これを挙げておくことは、実施者側としては心苦しいということではないかと私は感じております。生産能力が実態とかい離してきたときに、より適切なものに変えていくとか、そのような検討は随時されていらっしゃるということによろしいでしょうか。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 さようでございます。

調査内容の見直しというのは実施させていただいておりますが、以前は、化学工業や鉄鋼業のように、設備能力というもので、ある程度固定的な生産能力を策定することができました。これに対して、機械などの品目、いわゆる組立型の産業ですと、すごく極論で申し上げますと、机と工具さえあれば生産ができてしまう。あと工員の方を手当てすれば、生産能力がいかようにでも変化できるという製造ラインとなっている機械工業のシェアが大きくなるにつれまして、可変型の生産能力でしか策定が難しい状況が発生してきております。本来、稼働率という指標がございまして、生産能力に対する実際の生産実績の割合という形で設備の稼働状況を見まして、景気の判断をするという1つの指標になっております。こちらの稼働率というものに着目した場合に、生産能力というのは資本でありまして、一定的なもの、固定的なものとして捉えるというのが、難しくなってきております。直近の見直しですと、年間の生産能力を月間の生産能力に見直すといったような見直しなども実施しております。

○樫部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

宇南山臨時委員、どうぞ。

○宇南山臨時委員 宇南山です。

今の御説明の中で少し気になったんですけれども、ここで回答を求めている生産能力には、労働を用意できればいくらでも生産できる場合というようなケースが今言及されたのですが、ここで言っている生産能力と労働というのがどういうふうに関係しているかで、ある意味労働は関係なく、労働がどこかからやってくれば作れる能力の限界だというのが生産能力の定義だとすると、ある意味いくらでも生産できるというふうな御説明になってしまうと。それは生産能力がものすごく大きいということを意味するのではないかと、このように思ったんですけれども、労働力というのをどういう形で生産能力の中に反映させるように調査しているのかというのは、御説明していただければと思います。

全体としては小西臨時委員と同じで、この調査の中で、生産能力、稼働率というのは非常に重要な役割だと思うので、それを残すことにしていただいたというのは非常に評価したいと思っていて、また実態に合わせて削除するということは問題ないんですけれども、何を聞いているのかをユーザーに正しく理解していただくためにも、労働力をどう評価しているのか教えていただければと思います。

以上です。

○樫部会長 実施者の方から御説明をお願いします。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 ありがとうございます。

御質問の答えですけれども、いわゆる機械型の製品など、生産能力というのを能力算定式という算定式に基づきまして御報告いただくような調査方法を実施しております。この能力の算定式の中に、例えば標準的な稼働日数といったようなものや、2交代とか3交代というシフトの情報、あとはラインのスピードといったような情報を加味していただきながら、それぞれの品目に合わせた算定式を設定し、生産能力というものを御報告いただいております。このため、説明不足で大変恐縮ではございますが、標準的な稼働日数、標準的なシフト体制などを加味した形で、その条件下で生産物を月産どのくらい作れる能力がありますというのを算定式によりまして策定いただき、報告を頂いているというような調査方法でございます。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。そうすると、例えば人手不足で工員の確保が難しそうというのは反映されないという理解でよろしいでしょうか。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 短期的なものであれば反映されませんが、長い間、例えば労働者の不足によりまして、今後はシフトを3交代から2交代に変えていきますといった生産方法に転換した場合には、この算定式にもそちらを加味して、生産能力を策定して報告を頂くというような形の調査になっております。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。理解しました。

○樫部会長 清水臨時委員、どうぞ。

○清水臨時委員 ありがとうございます。このデータを使ったことがなかったのですが、昨年たまたまアメリカのデータを使ってアメリカの生産性を測定するみたいなことをやったときに、プロダクトチェーンというか、そのプロダクトの入れ替わりが近年ものすごく激しくなっていて、そのような意味で、こういう生産性を表す統計を作ることの難しさというのは、格段に上がっているんだろうなということは理解しました。

そのような意味で、生産性を測定するときに、今の労働力と設備の性能を見ると、非常に単純な第2次産業の中でも、鉄鋼業とか、そのようなものの場合においては、先ほど御説明があったように、設備の性能イコール生産能力になり、そこに投入する労働と設備というものによって生産性というものが測定できる時代ではあったと思います。ですが、実際の製品に激しい入れ替わりがあるところ、技術進歩がすごく激しい財を生産しなければいけないようなところでこのようなものを適用させようとする、ここに書いていらっしゃるような、特に後者、2番目の調査単位の実態を表す単位というものの採用をすることというのは、極めて不可能に近い状態になってきているんだろうなというふうに、アメリカのデータを見ていたときには理解しました。

統計のメーカーの立場からいうと、先ほどの対前年変動率みたいなものもそうなのですが、古くはそのようなものが計算しづらい時代に、サービスとして提供する必要があったりということはあるわけですが、ユーザー側のパソコンの性能であるとか、技術の進歩であるとか、そのようなことを考えれば、できる限り正しい原系列を作るところに専念していただくということ。あと、先ほどのところも賛成なのですが、できる限り実態に合わせて、調査労力がすごくかかってしまって実際それができていないものというので

あるならば、統計ができた当時はそういうような可能性があったけれども、産業構造が変わったり、技術進歩があったり、今度需要側の製品の構造が変わったりということがある中では、実態と合わないものというのはどんどん消して実態に合わせていく方が、統計を使うユーザー側としても、そのようなことだというふうに思ってしまうといけないので、このような改正を積極的にやっていくことの方が重要だと思いました。これは賛成という意味で、何か質問するものではありません。

以上でございます。

○**樫部会長** ありがとうございます。

小西臨時委員、どうぞ。

○**小西臨時委員** ありがとうございます。先ほどの宇南山臨時委員の御質問に対して、補足させていただきます。

宇南山臨時委員の御指摘のとおり、また田村室長の御説明、そして私の先ほどの説明とも重なりますが、生産能力のデータというのは、設備の稼働状況そのものを把握する上で非常に重要なものです。特に、鉄鋼などの素材産業に比べて、機械系のように組立工程やプロセスが複雑に絡み合っている業種においては、工場ごとに「どのラインを何本使って、どの製品をつくるか」といった判断が現場レベルで行われており、その上で、標準的な従業者数に基づいて生産能力を見積もっているわけです。宇南山臨時委員がおっしゃったように、例えば慢性的な人手不足が「標準」となれば、それに応じて能力も縮小するわけですが、生産動態統計調査は月次で継続的に行われており、まさに現場の「標準的な状態」を反映した数字が出てくる、非常に珍しく、かつ重要な統計です。これは学術的にも、経済の実勢や景気の把握という観点からも、非常に価値のある変数です。

清水臨時委員がおっしゃったとおり、実際に調査を実施するのは簡単ではありません。ただ、この調査が縮減していくと、I I Pの稼働率の算出が困難になるという深刻な影響があります。

経済産業省からは、現状の179品目は維持し、調査を継続すると御説明くださっているので、ぜひ引き続き政策ニーズ・現場の実態・利活用の視点のバランスを見ながら、丁寧に対応を進めていただきたいと思います。

繰り返しになりますが、今残されている179品目については、今後も継続して努力していくのかどうか、その点は問い続けていく必要があると感じています。調査方法や集計の工夫など、実態に合わせた取り組みを、ぜひ続けていただきたいと思います。

以上です。

○**樫部会長** ありがとうございます。ほかに御意見、御質問のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

私もこの統計を非常に気楽に使っていたのですが、作成される側は非常に御苦勞されているということを改めて感じました。是非この指数、非常に重要なものなので、いろいろな工夫をしながら、できる限りいろいろなものを続けていただければと思います。実態に合うものを作っていただければと思います。

それでは、この変更自体については、なかなか現実に拡充するという事は難しいとい

うことで、削除するという事について、おおむね適当か、適当か、また答申を書くときには御相談いたしますけれども、皆さんからは御理解をいただいたということで、次のところに進めさせていただきたいと思います。

それでは、審査メモの4ページ目の③「調査品目」について、事務局から審査状況の御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 それでは、審査メモの4ページを御覧いただければと思います。

審査メモ4ページの、③「調査品目」について御説明をいたします。今回経済産業省は、調査品目に係る記述につきまして、大きく4点見直しを計画しております。詳細は審査メモの2ページの表1の上から2つ目、③調査品目というところに記載しております。

上から1つ目と2つ目でございますが、こちらは調査品目を検討する際の対象となる商品について、これまでは工業統計調査の商品分類の品目ということで、工業統計調査をベースとしていたものですが、基礎となる統計調査の変更に伴いまして、経済センサス・活動調査及び経済構造実態調査の調査品目分類に記載を変更するというものでございます。

3点目でございますが、こちらは新規品目の採用をする際の検討の基準として、商品の年間出荷額について、これまでは1,000億円以上というところで線を引いていたのですが、こちらを500億円以上にするということで、基準を引き下げということを今回計画されております。なお、先ほど2点目のところにも記載しておりますけれども、品目の統合や非採用の基準である商品の年間出荷額につきましては100億円未満ということで、今回変更はないというふうに伺っております。

4点目でございます。調査品目の見直しに当たりまして、これまで日本標準産業分類の変更に対応した見直しを行うという記載がございました。こちらにつきましては、産業分類・生産物分類の変更に応じた見直しを行うということで計画をされております。

以上の変更点につきまして、審査部局といたしましては、1点目、2点目の基礎統計の変更に伴う記述の見直しについては、こちらは基礎となる統計調査の統廃合を踏まえたものでございますので、適当であろうと考えております。

次に、3点目の新規品目の採用基準の引下げについてでございますが、こちらは本調査の調査対象品目の対象範囲を広げるということで、より幅広く実態を把握できることが期待されるということから、基本的には適当と考えておりますけれども、審査メモの4ページの論点aからeのとおり、年間出荷額を500億円以上ということで設定した理由、調査対象外となる商品の水準を維持する理由などを確認する必要があるのではないかと考えております。

最後に、4点目の生産物分類の変更に対応した見直しについてでございますが、こちらは今後、統計調査におきましても、生産物分類をベースとしたデータが整備されるということ踏まえたものと考えておりまして、おおむね適当と考えておりますが、審査メモ4ページの論点fのとおり、記載内容の妥当性について確認する必要があるものと考えております。

事務局からの説明は以上になります。

○**樫部会長** ありがとうございます。それでは、調査実施者からの御回答をお願いいたします。

○**田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長** 審査メモにございます論点 a から f につきまして、回答をさせていただきたいと思っております。

まず、論点 a に関しましてです。採用品目の選定基準を工業統計、若しくは経済センサス - 活動調査等の構造統計の年間出荷額500億円以上に引き下げるという変更ですけれども、新規品目の採用基準を設定した2000年当時の「1,000億円以上」。これは現行の基準ですが、工業統計の品目別年間出荷額につきまして、生産動態統計調査の対象になっていない品目の出荷額、要は生産動態統計でカバーできていない工業統計上の品目別の出荷額の9割程度をカバーするものを想定しておりました。このうち、製品ではないもの、いわゆる機械関係の部品、部分品、附属品といったようなものについて、生産動態統計調査では最終製品を調査対象としているため除外していますが、この除外する品目分がおおよそ25%程度を占めておまして、この9割から25%の部分品などを除いた結果、63.9%以上を採用するというような形での基準になっておりました。

資料3の次のページで、表に記載をさせていただいておりますが、まず一番下の2000年における、1,000億以上の品目のカバレッジが63.9%。これがこれまでの基準という形で制定されたものでした。今回見直しに伴いまして、この63.9%を最低限維持するという方向で、同じように生産動態統計調査の調査対象になっていない経済センサスの品目別製造品の出荷額というのを算出して1,000億円で検証いたしますと、57.5%という比率になり、多少カバー率が下がってしまっているというような状況でした。このため、63.9%を超えるような水準を策定しましたところ、600億円以上の品目を採用対象にしますと、これまでの基準と同じようなカバー率が確保できるという結果になりました。それを更に、精度の向上ということもございまして、カバー率が65.4%、500億円以上という水準に改める形で、基準の引下げを行っております。ですので、ベースといたしましては、今御説明させていただきましたように、生産動態統計調査の対象になっていない工業統計、経済センサス - 活動調査の品目別の年間出荷額の部分品等を除いた金額の約9割をカバーできる水準として、今回1,000億円という基準を500億円に見直すということを提案させていただいている次第でございます。

論点 b でございますけれども、今回1,000億円から500億円に水準を引き下げることによりまして、新たに調査品目の対象として上がってきた品目でございますが、歯科用機械器具、火災報知設備、天然研磨材、工業用合成洗剤、歯ブラシなどといったような品目が、1,000億円の水準ですと調査対象の候補にはならないのですが、500億円に引き下げることによって、新たに調査対象に加わる品目として挙がってきております。

論点 c でございます。100億円未満を対象外としている基準ですけれども、こちらは全体に対するカバー状況で策定しています。新規品目の方は新たに捕捉するための基準という形ですが、こちらの方は現行の調査から外す基準ということで、工業統計や経済センサス - 活動調査などにおける生産動態統計調査の対象となっている品目の出荷額に対するカ

バレッジにより検証しています。その結果が、資料にお示ししている図表になっております。結果を御覧いただきますと、2000年当時、100億円以上の品目で99.5%のカバレッジを占めている形になります。経済センサス - 活動調査を使いまして2020年、経済構造実態調査を用いまして2022年、それぞれ同じようなカバー率を確認いたしましたところ、カバー率が大きく変わることはないというようなことで、今回100億円未満という対象外基準というのは、据置きをさせていただいたという形を取っております。

論点 d に関しまして、年間の出荷額が100億円未満の商品であって、現在も調査を継続している品目の例示といたしましては、二輪自動車用タイヤ、せん断機、製版機械などといったようなものが挙げられます。こちらは所管原課からの利用ニーズを受けて、本調査の調査目的に鑑みまして、100億円未満の品目でも調査を継続しているといったような品目となっております。

論点 e でございます。調査対象品目の変更はどの程度実施されているか、また、統一基準の関係はどのようになっているか、品目を具体的に整理の上お示しいただきたいということでございます。対象品目の変更状況ですが、平成28年以降の見直し状況を表にまとめさせていただいております。28年、29年に新設という形で、調査品目増加となっているのは、平成28年は紙おむつ、LEDランプの品目追加によるものです。それ以降ですが、傾向としましては統合や削除といったような形で、品目数は、減少傾向にあるといったような状況でございます。

調査票の見直しに関しましては、基本的に全て統一基準を根拠に変更を行っております。出荷金額の規模、秘匿の有無等に伴う変更の例示ですが、統合・削除の要因としまして、2つ要素がございます。1つが先ほど、統一基準の方の100億円未満の品目であるという基準で、そのほか、こちらにも統一基準の中にあるのですけれども、秘匿となるような品目に関しまして、統合などを検討するといったような基準がございます。なので、こちらの方は統合と削除というような形で変更状況をまとめさせていただきまして、その統合された品目、削除された品目というのがどのような位置付けのものか。いわゆる100億円未満の品目なのか、100億円以上でも秘匿が必要な品目、いわゆる調査対象数等が少なく、調査結果を公表できない品目かというような区分で、今回資料に一覧表で主な変更内容の整理をさせていただきまして、提示をさせていただいておりますので、こちらの方を御覧いただければと思っております。基本的に全て統一基準という形ではございますが、一部、例えば業界などの標準的な呼称に名称を変更するといったような、例外的な変更などが生じております。

論点 f でございます。従来、本調査の調査名簿における母集団情報の1つといたしましては、工業統計が位置付けられておりました。工業統計における産業分類が、日本標準産業分類に準じるということになっておりまして、この工業統計で調査しております品目分類は日本標準産業分類に2桁を足した、いわゆる6桁分類と呼んでおるのですけれども、工業統計の品目分類は、日本標準産業分類の細分類である4桁分類に全て属するという形で定義付けをされている品目でございます。母集団情報といたしましては、工業統計の製品、品目、調査品目というのを基本的にはベースにして検証などを行っており、生産動態

統計調査の採用品目の検討などにおきましても、1つの基準としております。いずれにしても、この工業統計における分類情報というのは、日本標準産業分類に準じているものでございまして、これまでは日本標準産業分類というような表現を使用させていただいておりました。しかし、経済センサス - 活動調査や経済構造実態調査の整備に伴いまして、工業統計調査が中止となりまして、本調査の調査名簿における母集団情報の1つとして、経済センサス - 活動調査及び経済構造実態調査を用いることとなりました。更に令和8年の経済センサス - 活動調査では、産業に関する分類に関しましては、従来どおり日本標準産業分類を適用する形になっておりますが、品目調査に関しましては、新たに整備された生産物分類に準拠することになっているというような経緯がございます。こちらに準じまして、令和9年の経済構造実態調査の調査品目に関しましては、生産物分類に準拠するという予定となっているふうにお聞きしております。

これら統計環境の変化を受けまして、本調査の調査品目の検討におきましても、従来の日本標準産業分類だけではなく、生産物分類にも考慮する必要があると考えております。現状、経済センサス - 活動調査や経済構造実態調査において、日本標準産業分類や生産物分類の適用が、過渡期で混在しているというような状況であることから、1つにまとめた形で、抽象的な形でありましても広い意味での表現といたしまして、日本標準産業分類から、産業分類・生産物分類というような表現に変更をさせていただいた次第でございます。

説明の方は以上になります。

○樫部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明に関しまして、御質問、御意見があれば、どうぞお願いいたします。

小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 御説明ありがとうございます。従来の基準だとカバー率が低くなってしまふから、500億円にして幅広い品目が入るよふにということ、これは本当に良い取り組みだと思ふます。一点確認ですが、600億円の基準でもカバー率が64.7%と高く、それよりさらに引き下げて500億円にしてカバー率を上げているとのことですよ。400億円になるとどのぐらふカバレツジが高まりますか。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉦工業動態統計室長 すみません、手元に情報がございますので、持ち帰り整理させていただきまして、回答させていただきたいと思ふます。

○小西臨時委員 500億円に対して、600億円と400億円の場合の数字があると、より妥当性の説明力が上がると思ふます。

eの表を拝見して、新設があつたのは平成28、29年に集中し、その後は削除と統合のみになっています。生産能力も、令和6年までで54品目が削除、58品目が統合というのを見ると、一体全体どんなスピードで調査が縮減しているのかと怖くなりますし、大いに不安です。

また、先ほどの御説明で、例えば紙おむつが平成28年、29年に新たに調査対象に加えられたというお話があつました。恐らく高齢化の進展を背景に、大人用の紙おむつが注目され、調査対象に加わつたのだと思ふます。このように、市場の変化を捉えて必要な品目

を新設する動きというのは非常に大事だと思います。それだけに以降、新設が一切行われてこなかった状況を見ると、「本来、今まさに調査しておくべき品目があるはずなのに、新設が難しいのではないか」と懸念を抱いています。現在、新たな品目の新設が行われていない背景には、予算面の制約や、現場の体力的な問題といった理由があるのでしょうか。

○**樫部会長** 御回答の方をお願いします。

○**田村経済産業省鉱工業動態統計室室長** 御指摘ありがとうございます。まず改正状況ですが、要因としては、やはり製造業のシェアの縮小があります。あと、要因といたしましては、国内で生産を立ち上げるのですが、一定程度巡航速というか、生産が安定的に行えるようになると、海外へ生産を移転してしまうとか、シフトして海外の生産拠点で製造したものを受け入れるといったような動きなどもございまして、これまでなかなか統一基準で定めておりました1,000億円以上といったような基準に到達する品目が、現状として非常に少なくなりました。この結果、この基準で検討してまいりますと、なかなか新規の品目に関しましては、調査繰入れが難しいというような状況になってしまっております。

一方で同じように、生産拠点の海外移転、海外シフトといったような動きや、製造業自身の構造変化などを受けまして、どうしても出荷額が縮小するとか、あとは生産拠点が少なくなってしまうと、秘匿といったような、先ほど2表目に示させていただいておりますが、出荷規模が小さくなってしまっている品目や、生産拠点が少なくなってしまうと、品目の統廃合というような形で処理せざるを得ない品目というのが増えてきてしまっているというのが現実ではございます。

○**小西臨時委員** ありがとうございます。今、円安が進行していて、今後さらに円安が進んだ場合、生産拠点が日本国内に戻ってくる可能性もありますよね。そうなったときに、調査項目自体がこれまでに大幅に削減されてしまっていて、いざ日本での生産が再び活発になっても、統計として把握できないような事態が起こるのは不安を感じます。

加えて、fの項目にコメントします。ここはどちらか一方に絞るのではなく、両方載せてはどうかと思います。I I Pも標準産業分類に基づいた業種別分類で作成されており、利用者にもその分類に慣れていると思います。

たしかに、工業統計は廃止され、代わりに経済センサス - 活動調査や経済構造実態調査といった新しい枠組みが出てきていますが、工業統計がなくなったのは制度上の判断によるものであり、利用者のニーズがなくなったわけではありません。特に、生産動態統計はこれまで工業統計調査と連動してきましたので、標準産業分類との結びつきが強く、利用者も標準産業分類に基づいて分析や集計をしています。過渡期だからこそ、両方を併存させることが大事なのではないでしょうか。

以上です。

○**田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長** ありがとうございます。

○**樫部会長** 宇南山臨時委員、どうぞ。

○**宇南山臨時委員** 宇南山です。御説明ありがとうございます。大きく言うと500億、かなり大きい産業ができれば、設置品目として採用する一方で、それが500億を切ったから

とってすぐに廃止するわけじゃなくて、100億以上持っている間は維持するというような状態だと理解したんですけれども、eのところで見ますと、数としては統合が非常に多くなっていると。ここのところは、恐らく削除をするぐらいになったけれども、適切なものどくつければ一応品目として残せるというようなイメージで統合しているのではないかと想像するんですけれども、この統合の基準がどのようになっているのか教えていただければと思います。

つまり、新設のところも、適切な品目を組み合わせることで基準を超えさせるというようなこともできるのかもしれないし、もしかすると、統合ということをする、比較的元気に残っていた品目が、少し性質の異なるものが混ざってしまうことで、統計としての価値が落ちてしまう可能性もあるんじゃないかと疑っていて、統合がどういう基準で決定されているのか、少し確認させていただければと思いました。

以上です。

○**樫部会長** 御回答お願いいたします。

○**田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長** ありがとうございます。まさしく宇南山臨時委員の御指摘のとおりでございます。100億円未満になったからといってすぐに削除というような方向では整理をせず、単独品目で100億円未満になった場合には、類似した調査品目との統合をいたしまして、調査を継続するという方向で品目改正の検討をさせていただいております。統合の基準といたしましては、類似した品目という形でございますので、業界団体などとの調整を行いながらですけれども、用途等や生産工程などが類似した品目の場合には、例えば相手の品目が100億円以上のものと統合したり、100億円未満同士の品目を統合したりいたしまして、100億円未満をクリアするなど、品目統合することで調査を継続するような検討をさせていただいております。このため、品目統合のケースが多くなっているというような状況でございます。これは、調査で御協力・御報告いただいている実績に関しまして、極力継続的に捉えられるように、すぐに基準を満たさないものを削除するわけではなくて、まずは類似品目との統合という形で検討させていただき、調査の廃止を回避しているというような状況でございます。

○**樫部会長** ありがとうございます。

○**宇南山臨時委員** ありがとうございます。ただ、その100億未満になったもの同士だと、情報がないよりはあった方がいいというのは御指摘のとおりだと思うのですが、100億以上で既にある品目に、少し違うものが後から乗っかってくるとなると、継続性の観点からすると望ましくないこともあろうかと思うんですけれども、その辺はどのように判断されているのか、教えていただければと。

○**田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長** こちらの方に関しましては、業界団体等とのヒアリングなどを行いまして、異質なものになってしまうのか、そうではなくて、生産工程や用途など、品目特性などが類似したもので、統合しても支障がないか、そのような品目特性なども含めて調整させていただいた上で、統合が妥当というような判断をさせていただいているという状況でございます。

○**宇南山臨時委員** ありがとうございます。もちろん機械的にこういうのは駄目というの

は難しいかと思いますが、その意味では、なかなか新しい品目が入りにくいのは間違いないと思うので、少し入れる際にも柔軟な統合をしつつ導入していただければ、全体としての意義が高まるのではないかなと思いました。

以上です。ありがとうございました。

○**樫部会長** 小西臨時委員、手が挙がっていらっしゃいます。どうぞ。

○**小西臨時委員** ありがとうございます。私も、先ほどの宇南山臨時委員の御質問に完全に同意いたします。統合については、例えば規模が小さく、種類も似ている品目同士であれば、統合することにある程度の合理性があるとは思いますが、しかし実際には、種類は似ていても規模が全く異なる場合や、そもそも規模も種類も異なるような品目同士が、「業種としての分類が近い」、「違和感はない」といった、やや曖昧な理由で統合されてしまうのではないかと懸念します。そういった判断が続くと、これまで独立した品目として成り立っていた品目にとっては、継続性が断たれ、統計の精度も損なわれることにつながります。それに加えて、こういう個々の統合の判断について、私たちのような委員や外部の利用者が議論に参加できる仕組みはなく、統一基準の下で進められているように見受けられます。だからこそ、統計としての価値を維持していくという観点からも、ぜひ慎重な判断をお願いしたいと強く思います。

あわせて、もう一点確認させてください。仮に、事業所数が少なく、出荷金額が100億円未満のために公表されていなかったような品目が、別の品目と統合された場合、その統合後の品目は中分類のような形で公表されることになると思います。そうすると、もともと統合前に存在していた各品目ごとのデータが見えなくなってしまう、つまり個別の情報が失われてしまうという問題が生じるのではないかと感じました。特に、もともと公表されていた側の品目の情報が、統合によって識別できなくなってしまうのではないかとこの点が気になります。そういう公表の問題というのは起きないんですかというのが質問です。

○**田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長** そうですね。そういう意味では、やはり……。

○**小西臨時委員** 速報が細かいのでしたっけ。速報で起きやすいですか。

○**田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長** いえ、確報の方が細かいです。

○**小西臨時委員** 確報で起きるということですね。

○**田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長** そのような形になります。秘匿品目が発生した場合ですが、今現在の公表物ですと、他の調査品目を二次秘匿した上で、上位階層の実績を公表するというような対応をさせていただいたり、あとは、そのものを秘匿するだけといった対応をさせていただく形になっております。業界団体からは、どちらかという、上位区分での情報を公表していただけないかというようなお声をいただくケースが多いと思います。このため、先ほど小西臨時委員から御指摘いただきましたように、品目を統合することによって秘匿が解除されるというようなケースにつきましては、懸念されている点のお話というのはいただいたことがございません。秘匿が増えるケースへの懸念というお声の方が圧倒的に多くなっておりまして、品目統合によ

りまして秘匿が解消される場合であれば、基本的にはユーザーの方も賛同いただいている
というような状況ではございます。

○小西臨時委員 合計値を出すのですか。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 例えば秘匿品目と秘匿
品目でないものを調査票で統合した場合に、それで秘匿が解除されましたら、その調査品
目の結果そのものを公表させていただくという形になるのですが、調査票の改正を伴わな
い場合で、既存の調査品目で秘匿が発生した場合ですと、一つはその品目だけを秘匿して、
そのまま公表させていただくという方法です。あともう一つは、二次秘匿をさせていただ
く方法です。例えば乗用車で、軽乗用車が秘匿になりましたら、軽乗用車だけを秘匿いた
しまして、普通乗用車と小型乗用車を公表させていただくというようなケース。一方、軽
乗用車で秘匿が発生した場合に、小型乗用車を二次秘匿させていただきまして、普通乗用
車の実績と乗用車・計という形で実績を公表させていただくというような対応をさせてい
ただいているケースがございます。

○小西臨時委員 これはなかなか厳しいですよ。利用者にとっては、今まで使っていた
ものが急なくなるということが起きてしまいますから。ここは難しいので、自分自身も
考えを整理して、また後でメールで質問させていただきます。ありがとうございます。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 やはり基幹統計でござ
いますので、基本的に調査した項目に関しましては、集計結果を公表させていただくとい
うようなことを原則としております。できれば、調査結果に関しましては、報告いただ
いたものを全て集計結果として公表させていただくことができるようにその調査票を見直す
というのが望ましいと考えております。その結果が、統合件数が多くなった一因にもなっ
ているというふうに考えております。

○小西臨時委員 秘匿でバツで公表されている品目は、調査はしても公表できなくなると
いうことで、私と宇南山臨時委員の質問は、そのくっつけ方で秘匿のバツは取れたかもし
れないけれども、出てきた数字は何で、どう解釈したらよいのかということですよ。

○樫部会長 大分複雑であります。私も話についていけなくなっていますので、また次回
までに少し整理させていただいて、クリアにさせていただくというふうにしたいと思いま
す。

ほかに御質問とか、御意見ありますでしょうか。

少し私からよろしいでしょうか。今のところで、産業分類・生産物分類という抽象的な
文言にしたというのは、この産業別分類というのは日本標準産業分類のことではないとい
う意味なのですか。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 基本的には日本標準産
業分類というのを想定しております。

○樫部会長 具体的に日本標準産業分類と、それから生産物分類という、そういうふう
に書いては駄目なのですか。その意味がよく分からなかったのですが。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 こちらの方なんですけ
れども、日本標準産業分類に関しましては、既に統計基準という形で規定されている状況

だと思うのですが、生産物分類に関しましては、まだ過渡的な状況というようなことを伺っております。そのような意味では、経済センサスや経済構造実態調査に関しましても、実際に適用されるのは今後の見通しという状況で、まだ確定情報でないところもございまして、こちらは広く解釈させていただくことができますように、今回、産業分類・生産物分類といったような、一般的な抽象的な名称にさせていただいているというような経緯がございまして。

○**樫部会長** 今公表している生産物分類というのはどういう位置付けなのでしたっけ。

○**植松総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 事務局から御説明させていただきます。

今経済産業省からありましたけれども、いわゆる統計法で定める統計基準ではなくて、総務省政策統括官室で決めたものを関連統計の方で適用していくもので、統計基準の場合は公的統計全てに、基本的に原則的に適用するということですが、生産物分類はその性質上、一部の統計で導入、適用されているということに鑑みて、統計基準という形ではなくて、総務省の決定としているので、多分経済産業省のお話だと、今後統計基準になるとときには正式名称で書けるのだけれども、今は暫定的なので、生産物分類という一般的な名称で、産業分類の方もそれに従ってというか、変更しても、従来と同じものを指していると思いますが、少し抽象度を高めた形で表現を加えたというふうに理解しました。

事務局からは以上です。

○**樫部会長** それがいいのかどうか、私は少し疑問なのですが、ここで考えているのは、日本標準産業分類と、現在総務省が独自の基準というか、その公表している生産物分類を指しているわけですよね。それをこういうふうに抽象的にしてしまうと、誰かがまた別の生産物分類を出してきたときにそれでやるのかということと、どれを使うのかということが曖昧になるので、統計基準になっていないからといって排除する理由は特にはないような気もするのですけれども、そこは、少しまた考え直された方がいいかなという気がします。

ほかの方がどういうお考えか分かりませんが、私はそこに少し違和感を感じました。

小西臨時委員、どうぞ。

○**小西臨時委員** 私も同じように違和感を覚えました。田村室長の御説明では、日本標準産業分類をやめて生産物分類に一本化するようにも聞こえたので、両方併せて使えばいいのではと申し上げました。

今のお話では、両方を持ち続けるけれども、過渡期なのであえて曖昧な表現にしているとのことですが、日本標準産業分類を今後も使うのであれば、最初からその名称をはっきり書いて、カンマなどで他の分類と併記すれば良いのではないかと思います。

○**樫部会長** では、これはまたペンディングということにして、先に議論を進めたいと思います。

新たに調査対象に含める商品の水準を500億に引き下げるという話と、それから100億円未満のものを調査対象にするという、その内容についてはおおむね御理解を得たのですが、その中で、統合する基準のところでの秘匿の問題とか、若干宿題が残っている

という状況かと思えます。

それから今の最後のところですが、参照するものの名前を変えるということは特に問題なかったのですが、ここの産業分類・生産物分類という、この言い方について少し疑義が出たということで、全体的な方向としては了解を得られたけれども、そこに少し疑問が残っているという状態だということで、次に進みたいと思います。

それでは審査メモの4ページ目の調査票のところ、こちらについて、事務局から審査の状況をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 それでは、審査メモの4ページの「3. 調査票について」を御説明いたします。

統一基準では調査票につきまして、これまで調査事務の効率化、報告者の記入負担軽減を図るため、調査品目の少ない調査票、又は調査品目が類似しているなどの場合に、調査票の再編・統廃合を行うと記載されておりました。今回の見直しでは、従来の記述に加えまして、新たに調査項目が類似している場合も、調査票の再編・統廃合を行う旨の記載を追加するという計画されております。これにつきまして、審査部局といたしましては、新たな観点を追加する必要性について、論点aのとおり、確認する必要があると考えております。

事務局からは以上でございます。

○樫部会長 ありがとうございます。

それでは、調査実施者の方から御回答をお願いいたします。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 それでは、調査票についての論点aに関しまして、回答させていただきたいと思えます。

調査品目となる製品が工業的に近い性質を持つということに加えまして、実務上の要因ではございますけれども、調査票の構造、つまり製品欄、原材料欄などの調査項目の構成が類似していることも、調査票の統合を検討する上で要件に含めております。統合した際の調査票設計、あとは記入者の混乱を招かないためにも、調査票の形式を大きく変えないという要素も重要であるということで判断をさせていただきまして、今回文言の修正というような形で提示をさせていただいている次第でございます。

以上でございます。

○樫部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明での御質問、御意見があればお願いいたします。

小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 すみません、何度も質問していますが、確認させてください。工業的に似ていたら調査票の項目も似るじゃないですか。ですので、「調査票の項目の構成が似ている」をあえて明記された理由が気になります。というのも、統合する際には、工業的な類似性こそが一番重要な根拠であり、調査項目の類似性はその次の要素といえますか、かなり副次的なものではないかと感じるからです。

もちろん、調査項目の構成が似ていれば統合しやすいというのは理解できます。ただ、もしも工業的にそれほど似ていないもの同士を無理に統合するために、調査項目の構成

(例えば生産・受入・出荷の有無など)を根拠にして統合を正当化してしまうようなことが起こる可能性があるのだとすれば、利用者としては不安を感じます。

そこで、実際に、過去に「工業的には似ているが、調査票項目が異なっていたために、統合後に調査がうまくいかなかった」というような事例があるのであれば、ぜひそれを具体的に示していただけると、今回の方針に対しての理解や納得感が深まるのではないかと思います。

○**樫部会長** どうぞ。

○**田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉦工業動態統計室長** 御指摘ありがとうございます。具体的に支障が発生しているというようなことはございません。調査項目というのが、製品欄、原材料欄のほかに、いわゆる生産、出荷、在庫といったような、生産動態統計調査で呼んでいるアイテムがございます。御指摘のとおり、製品の工業的に近い性質というものが、そもそも性質が似ていれば同じような調査項目になるという形ですけれども、例えば機械などの製造品におきまして、製品欄で項目自体は同じなのですが、汎用の製造機械ですと、生産、出荷、在庫というような形で捉えて調査の項目を設計させていただいていますが、受注生産品ですと、生産のみといったような調査で、調査項目という意味では、生産のみの調査をする品目と、生産、出荷、在庫といった複数の調査項目で調査をする品目が混在しているケースというのが発生しております。審査の業務上でも、記述方法、記述の項目が異なりますと、審査ミスや報告者における記入ミスのリスクも高くなるといったようなところを考慮させていただきまして、今回このような、実態に合わせた文言の修正というような形で提示させていただいている状況でございます。

○**小西臨時委員** 分かります、おっしゃっていることは。ただ、正直なところ、あまりそういう事態は起きないのではないかと感じています。というのも、そもそも同じような生産体系であれば、自然と同じような調査項目になりますし、既に同じ調査票にまとまっているはずだからです。例えば、鉄鋼のように非常にシンプルな調査項目のものと、民生用機械のように月末在庫や受入、出荷など多くの項目を含むものとは、調査票自体の構造がまったく違います。ですから、そうしたものが統合されること自体がそもそもあり得ない。つまり、統合が成立する時点で、すでにある程度の調査項目の共通性は担保されているのだと思います。そう考えると、「調査項目の類似性があることを条件にする」という文言をわざわざ盛り込む必要があるのか、疑問に思います。深読みかもしれませんが、「調査項目が似ていれば、工業的な類似性が多少弱くても統合できる」というふうにも読めてしまいますし、そうでないなら、そのように誤解が生まれないう、書き方や説明ぶりをもう少し丁寧にしていただきたいと思います。

○**樫部会長** どうでしょうね。逆に言えば、入っていてもそんなに困らないということなのかとも思いますが。

○**小西臨時委員** 先ほどお尋ねしたときも、過去にこの文言がないことで、大きな問題が起きたわけではないという御説明でした。また、工業的に似ていることと調査項目が似ていることの2つの条件の関係性も並列か主従関係かもわかりませんので、もう少し説明が欲しかったということがコメントです。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 私どもの認識といたしましては、小西臨時委員に御指摘いただきましたように、基本的には調査品目の同質性というのがやはり優位でございます。更に、調査品目が類似していることと併せて、その調査項目の類似性、調査票の設計が似ているもの。そのような意味では、製品の特性が似ていれば同じ調査票の構造になるというような御指摘もごもっともでございます。対等というような語弊があるという御指摘を頂きましたけれども、認識としましては、調査品目の特性に付随いたしまして、調査項目の類似性というのも踏まえて統合を行うというような考えでございます。

○小西臨時委員 ありがとうございます。私も考えをまとめてまた御質問します。

○樫部会長 これは統合の話なので、さっきのペンディングにした話とまとめて、一緒にまた持ち帰っていただくということでよろしいですか。

○小西臨時委員 はい、もちろんです。ありがとうございます。

○樫部会長 実施者の方、よろしいですか。どうぞ、會田委員。

○會田委員 同じ言葉の統合ですけれども、こっちは調査票の統合で、向こうは品目を計上するときに統合してしまうというので、少し中身的には違うと思いました。

○樫部会長 中身は違いますけれども、一緒にしたときにどういう問題が起きるかということと私は理解しているのですけれども、実施者の方で、今答えていただき決着したいということであればそうしますが、よろしいですか。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 はい。

○樫部会長 では、この辺も持ち帰っていただくということで、この部分は工業的に近いというところと、調査票の類似性の話のところをもう1回整理していただくということでペンディングにして、先に進みたいと思います。

今、統一基準の審議が一通り終わっているんですけども、大きな考え方は大体了承していただいたと思うのですが、今の統合の話とか、それから調査票の統合の話とか、幾つか疑義が残っているということで、先に進みたいと思います。

それで、実際の調査計画の変更にあたって、利活用の状況、実態を十分踏まえて慎重に検討してほしいとか、それから調査票の大幅な見直しについては統計委員会の意見を聴いてほしいとか、そのような御指摘もあったと認識しております。これらの御意見については、次回の部会で御審議いただく答申案に盛り込むということも考えております。

それから、統一基準による品目変更など、答申で具体的な措置や内容が指摘された変更については、統計委員会が認めた諮問を要さない軽微な変更ということで、従来から運用されております。答申案にはこのようなことも触れつつ、統一基準自体の検討について、必要に応じて統計委員会に御報告を頂くとともに、調査の変更の際に統一基準を見直す場合には統計委員会の意見を聴くべきということについても、何か言及をすることを考えております。

このように考えておりますけれども、何か追加でお気づきの点はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、この部分については以上のように取りまとめさせていただいて、宿題が残ってお

りますので、それについては次回の部会で審議していただくということにしたいと思いません。

次に、審査メモの7ページ目に進んでいただきまして、その他の変更のうち、調査品目の区分変更について、事務局から審査状況の説明をお願いしたいと思います。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 それでは、審査メモの7ページ、調査品目の区分変更について御説明をいたします。

（ア）に記載のとおりですが、本調査では「機械器具月報（その40）自動車（戦闘用自動車を除く）」という調査票がございます。こちら、乗用車、二輪自動車（モータースクーターを含む）等の別に、生産、受入、出荷、月末在庫の数量等について報告を求めているという状況でございます。（イ）に移りまして、このうち二輪自動車につきましては、表3のところで記載しておりますとおり、これまで気筒容積別に4つの区分で報告を求めておりましたが、今回気筒容積が125ml以下の2区分について見直しを計画しているというところがございます。この背景事情といたしましては、（ウ）に記載をしておりますとおり、気筒容積の50ml以下の、いわゆる原動機付自転車につきまして、令和7年11月以降適用される新たな排ガス規制をクリアすることが、この規格では難しいことを踏まえまして、道路交通法の施行規則が改正されて、総排気量125ml以下のうち、最高出力4kw以下に制御した二輪自動車というのが、新たな原動機付自転車の区分として追加されたということがございます。

このため、8ページの（エ）のところがございますとおり、本調査におきましても、気筒容積125ml以下の二輪自動車について、いわゆる原動機付自転車に相当する区分、気筒容積125ml以下のうち、最高出力4kw以下と、原動機付自転車に相当しない気筒容積125ml以下の二輪自動車の2区分として、引き続き本調査で把握が可能となるよう、調査事項を見直すということを計画しているものでございます。なお、今回の区分の見直しにつきましては、報告者である業界団体との間でも調整済みというふうに伺っております。

これにつきまして、審査部局といたしましては、法令の改正に伴うものであり、また、現行の統一基準の1（1）③ivで、技術革新や製品の多様化等に伴い、製品の形状、記載、用途、製造方法等の変化に対応するため、これらの品目特性の変化に応じた品目設定、単位の見直し、定義変更、調査票間の移動等、調整を行うというものを踏まえたものであることから、適当であると考えておりまして、特に論点等は設定してございません。

事務局からの説明は以上でございます。

○樫部会長 ありがとうございます。報告を求める事項の変更につきましては、事務局から特段の論点を示されておられません。何か御意見がありましたらお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

この点については法令に基づくものということで、特に御異論がなかったと思いますので、御了承いただいたということで整理をしたいと思います。

では、次にまいりまして、審査メモの8ページ、調査票の電磁的記録での提出の削除について、事務局から審査状況の御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 それでは、審査メモの8ページ、調

査票の電磁的記録での提出に係る記述の削除について御説明いたします。

(ア)に記載のとおりでございますが、本調査の調査計画において、調査票の回収については、「調査票による提出」、「オンラインによる提出」に加えて、「電磁的記録による提出」についても記載していたところでございます。ここでいう電磁的記録とは、電磁的方法により記録する磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク等を指すというふうにされております。統計調査におきましては、オンライン回答が本格的に導入される以前、いわゆる紙の調査票による提出が中心の頃に、報告者負担の軽減の観点から、電磁的記録による提出も可としているケースが多くございまして、本調査においても同様の記載をしていたと承知しております。

(イ)に移りまして、近年オンライン調査が進展しておりまして、電磁的記録による提出の実績がないということでございます。そのため、経済産業省は、実態に合わせて当該記述を削除するという計画をしているものでございます。

これにつきましては、(ウ)のとおり、審査部局といたしましては、昨今の実績を踏まえたものでございますので、記述を削除することに特に問題はないものと考えておりますけれども、オンラインによる提出の比率など現在の調査票の提出状況について確認して、電磁的記録による提出に係る記載が不要かどうか、念のため確認する必要があると考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○樫部会長 ありがとうございます。それでは、調査実施者から御回答をお願いいたします。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 それでは、掲げられております論点 a に関しまして、回答させていただきます。

現在の調査票の提出状況でございますが、令和6年時点、最新の回収状況を御報告させていただきますと、郵送が約13%、オンラインによる報告が87%という形で、こちらは政府全体のオンライン提出率の目標であります85%を上回るオンライン回答率を実現できているというような状況でございます。

以上になります。

○樫部会長 ありがとうございます。ただ今の御説明について、御質問、御意見があればお願いをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、この項目については、実際に利用者の実績もないということで、削除することによって特に御異論がなかったということで、御了承いただいたものとして整理をしたいと思います。

それでは、次に進みたいと思いますが、審査メモの8ページの、今後の課題への対応について、事務局から審査状況の御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 それでは、審査メモの8ページ、前回答申、これは令和元年5月になりますけれども、そのときの今後の課題への対応状況について御説明いたします。審査メモの8ページから9ページに枠囲みの中で今後の課題について記載をしておりますけれども、本調査は令和元年に全面的な民間委託を導入すると

いった調査計画の変更が申請されまして、統計委員会において諮問、審議が行われたということでございます。その結果、答申に3点、今後の課題が付されております。

具体的には、民間事業者の活用範囲の拡大による影響分析、将来的な母集団名簿の整備、国民経済計算の精度向上に向けた調査対象品目の追加等でございます。このうち審査状況の（ア）に移りますけれども、①の民間委託の拡大による影響分析の部分と、②の母集団名簿のうち、特に整備内容に係る情報の追記の部分、及び③の調査品目の追加の部分につきましては、令和3年9月に開催されました第168回統計委員会において、経済産業省から対応状況を既に御報告いただいております。

その概要を申し上げますと、①の民間委託の拡大による影響分析につきましては、回収率は従来と同水準を維持しており、オンライン回答率についても向上しているということ、②の前段部分の母集団名簿の整備内容に関する情報の追記につきましては、報告者の選定方法について記載の明確化を図ったということ、③の調査対象品目の追加につきましては、国民経済計算体系的整備部会において審議を行い、一定の結論を得たという報告が統計委員会にあったところでございます。それらの報告内容を踏まえまして、統計委員会からは、前回答申における指摘を踏まえた対応が実施されていると整理されているところでございます。このため、本日の部会で御確認をいただきたいものにつきましては、（イ）の方に移りまして、今後の課題として引き続き検討することとされておりました「② 将来的な母集団名簿の整備について」のうち、後段の将来的な母集団名簿の整備をどうするかという部分について、対応状況を確認させていただいているところでございます。

ここに記載のとおりでございますけれども、母集団名簿の作成の基礎資料が、工業統計調査から経済センサス - 活動調査及び経済構造実態調査に移行することに伴って、母集団名簿の整備方法に影響が生じる可能性があることから、このような今後の課題がついたと認識しているところでございます。経済産業省の対応といたしましては、工業統計調査の名簿を用いて実施していた調査対象事業所の脱漏捕捉について、令和6年に経済センサス - 活動調査の名簿情報を使った同様の対応を実施したこと、また、今後経済構造実態調査の名簿情報を活用した同様の措置を行って、有用性を検証した上で名簿整備を行う予定との御説明を頂いているところでございます。

（ウ）に移りまして、このような取組状況につきましては、審査部局としては基本的には適当と考えておりますけれども、論点 a、b のとおり、経済センサス - 活動調査の名簿を活用した脱漏捕捉についてどのような検証を行ったのかを確認するとともに、今後の母集団名簿の整備方法等について確認する必要があると考えております。

事務局からの説明は以上になります。

○樫部会長 ありがとうございます。それでは、調査実施者から御回答をお願いいたします。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 それでは、ただ今御指摘いただきました論点 a と b に関して御回答させていただきます。

まず、論点 a につきましては、これまで経済センサス - 活動調査の名簿情報を利用した脱漏捕捉を行ったとのことであるが、具体的な検証内容はどのようなものかというところで

ございます。こちらの方ですけれども、経済センサス - 活動調査の調査対象名簿と個票データを二次利用により取得させていただきまして、経済センサス - 活動調査における製造品目別、事業所別名簿、いわゆる事業所名簿という形ではなくて、当該事業所において製造されている品目別に事業所名簿というのをマトリックス形式で作成しております。その品目別、事業所別の名簿情報と、生産動態統計調査における調査対象名簿の突き合わせというのを行いまして、経済センサス - 活動調査の品目別、事業所別の名簿の方には存在しているものの、生産動態統計調査の調査名簿には存在していない事業所というのをピックアップした上で、脱漏事業所という形で、生産動態統計調査への繰入れ作業を実施させていただきました。

論点 b に関しましてですけれども、経済構造実態調査の調査名簿に関しましては、経済センサス - 活動調査の調査名簿を母集団情報として、有意抽出された名簿情報になっていると認識しております。経済センサス - 活動調査の調査年翌年に実施される経済構造実態調査において、新規対象となった事業所につきましては、例えば、令和 9 年の調査で新規事業所が発見された場合、令和 9 年の調査名簿には反映されず、翌年、令和 10 年の調査名簿に反映されるというような、名簿の更新方法で運用されていると確認をさせていただいております。こうなりますと、要は経済センサス - 活動調査の実施年翌年の経済構造実態調査の名簿情報に関しましては、基本的に経済センサス - 活動調査の名簿と同様という形になります。それ以降の名簿に関しまして、経済構造実態調査の実施において新たに判明した新規事業所が名簿情報として加わる形になりますので、今後の検証内容といたしましては、経済構造実態調査において新規で捉えた事業所の部分につきまして、生産動態統計調査の調査名簿との突合を行いまして、新規の調査対象事業所として繰り入れるかどうかの確認を行うことにより、経済構造実態調査の調査名簿の有用性の確認をいたしまして、その上で、活用を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上になります。

○樫部会長 ありがとうございます。時間が来ておりますけれども、もう少し区切りのいいところまで進めさせていただきたいと思っております。御用のある方は退出していただいて結構でございます。

それでは、今の御説明につきまして、御質問、御意見があればお願いいたします。

小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 あまり時間がないので、きちんと質問できるか分からないんですけれども、事業所の繰入れ作業を行うというのは、調査の実査をしていくときにこれからも続けるのか、今後の課題で言われたから一回限りで検証するというのと、どちらなんですか。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 御指摘ありがとうございます。こちらは、実査のルーティン作業として実施を行っていくということを想定しております。

○小西臨時委員 一応行うけれども、経済構造実態調査の名簿を信じていいか分からないから、直近のセンサスとも比べ続けますということが書いてあるのですか。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 まず、5 年ごとの経済

センサス - 活動調査の名簿に関しましては、活用させていただき、脱漏回収の作業を実施させていただきまして、その上で、経済構造実態調査では、経済センサス - 活動調査の翌年は新規事業所の情報が反映されないと伺っておりますので、その翌々年から活用することになりますが、新規事業所がどれぐらい入ってくるものかどうなのかといったものを含めまして、きちんと検証をさせていただきながら、新しく加わった差分の事業所に関しましては、生動の繰入れの事業所の対象になるかどうかというのを検証してまいりたいというふうに考えています。

○小西臨時委員 差分が出たらすぐさま対応ではなくて、繰入れするかも考えていくということなんですね。つまり現時点では繰入れは行っていないということですか。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 経済構造実態調査に関しましては、検証作業を今実施している状態でございます。経済センサス - 活動調査との比較では繰入れを実施しておりますが、経済構造実態調査の方は今後検証を実施いたしますので、その結果に基づきまして、実際の繰入れ作業を実施していくことを想定しております。

○小西臨時委員 分かりました。工業統計調査だと毎年名簿が作れていたけれど、経済センサス - 活動調査は5年に1回なので、その間の年は経済構造実態調査の名簿を使う。でも、工業統計調査の名簿ほどの規模ではないので、使える部分があれば使っていけるようにしていきますということですね。ここは、今後の課題が解決したのか、まだ課題として残っているのかに関する事なので質問しました。

以上です。

○樫部会長 すみません、今のやり取りが少し理解できなかったのですが、経済構造実態調査で入ってきた新しい事業所は、そのまま生産動態統計に入れるわけではなくて、検証してから入れるということなのですか。分かりました。それでは今、小西臨時委員が御説明したように、課題としてはまだ残っているという、そういう理解かなと思います。

それでは、ほかに御意見、御質問はよろしいでしょうか。

それでは、ここのところについては特に御異論もなかったので、御了承いただいたということだと思いますけれども、最後のところは完全に終わっているというわけではなくて、まだ課題として残っているという、そういうことで、それに合わせて答申の書き方を検討していただければと思います。

すみません。時間もないので次に進めていきたいと思いますが、審査メモ9ページ目の留意すべき事項の対応状況について、事務局から審査状況の説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの9ページで、前回答申時の留意すべき事項ということで御説明いたします。

四角枠囲みの中に記載をしておりますけれども、本調査、先ほど御説明しましたとおり、令和元年に全面的に民間委託に移行したところでございますが、その際留意すべき事項として2点御指摘を頂いているところでございます。

1点目は、都道府県において蓄積したノウハウの提供を受け、民間事業者に対し適切な

指導、作成プロセス管理を行うこと。2点目は、都道府県における分析等に支障が生じないように、適切に情報提供を行うこと。今回の変更による調査結果への影響分析を行って、その結果を委託事業内容の改善に活用するとともに、分析結果を事後的に統計委員会に報告する必要があるということでございます。

経済産業省の対応ですけれども、10ページの枠囲みを御覧ください。1点目の対応といたしましては、これまで都道府県で実施していた督促等に係る客体情報につきまして、民間事業者と情報を共有して、電話応答マニュアル等を作成することでトラブル防止対策を実施したとこのことございました。次、2点目でございますけれども、完全外注化以降も、都道府県のIIP等の作成には支障のないようデータ提供を行っており、民間委託後も、特に実査については問題なく進められているということございました。これらの状況を踏まえまして、審査部局といたしましては、調査が円滑に実施されているものと判断されることから、調査実施者の対応はおおむね適切と考えており、特に論点というのは設けておりません。

事務局からの説明は以上でございます。

○樫部会長 ありがとうございます。留意すべき事項への対応につきましては、事務局から特段の論点が示されておられませんけれども、何か御意見、御質問があればお願いをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、この項目については特に異論がなく、御了承いただいたものとして整理をしたいと思っております。

少し時間が過ぎてしまいましたので、本日の審議はここまでというふうにさせていただきます。冒頭でもお話をいたしましたように、7月30日の予備日に3回目の部会を開催して、答申案の内容について御審議をお願いしたいと思います。

それから、本日の部会での審議の様態につきましては、7月の統計委員会において私の方から報告をさせていただきます。宿題が少し残りましたので、そこの議論も残っているということでございます。

それでは、事務局から御連絡をお願いいたします。

○中村総務省政策統括官（統計制度担当）付副統計審査官 事務局でございます。

今回の部会につきましては、先ほど部会長からもありましたとおり、7月30日水曜日の10時から、こちら6階特別会議室を拠点としまして、開催いたします。次回もウェブ併用を予定しております。

なお、本日の部会審議の内容につきまして、追加の御質問やお気づきの点等ございましたら、6月25日、来週の水曜日15時までに、メールにより事務局まで連絡をお願いいたします。

最後に、本日の部会の議事録につきましては、事務局で作成次第、メールにて照会させていただきますので、こちらにつきましても、御確認をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。

次回の部会審議もよろしくお願いいたします。本日は大変ありがとうございました。